

宍粟市住民投票条例（案）の概要に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市住民投票条例（案）の概要に関するパブリックコメント

2. 募集期間

平成 30 年 6 月 27 日（水）から平成 30 年 7 月 26 日（木）まで

3. 事務局

企画総務部地域創生課

4. 募集の趣旨

宍粟市自治基本条例第 20 条の住民投票に係る規定に基づく「宍粟市住民投票条例」の制定にあたり、条例の概要について、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

「宍粟市住民投票条例」は市民が住民投票を請求する手続き、投票の要件等について整理したものです。

提出された意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

5. 公表資料（別添参照）

○ 宍粟市住民投票条例（案）の概要

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
企画総務部地域創生課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
市立図書館	午前 10 時～午後 5 時 30 分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市ホームページ	募集期間最終日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持 参	6. 閲覧場所及び閲覧時間にご提出ください。 (市ホームページ除く。)
郵 送	企画総務部地域創生課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 企画総務部 地域創生課 宛
ファックス	0790-63-3060
電子メール	kikaku-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。